

盛岡市上下水道組織統合の方向性について

平成 20 年 2 月 18 日

水道部・下水道部

1 これまでの経緯

水道部と下水道部との組織統合を推し進めるにあたり、重要課題である「下水道部所管の企業会計の対象とならない事業の取扱いについて」を主体に府内関係各部と協議調整してきたところである。

これまでの協議調整結果に基づき、上下水道組織の統合時期や組織の名称等、組織統合の方向性について、次のとおりとりまとめた。

2 組織統合の方向性

(1) 統合予定期は、平成 22 年 4 月 1 日とする。

(2) 公共下水道事業に法を全部適用し、同時に下水道部と水道部を組織統合する。

なお、水道事業会計と公共下水道事業会計を一つに統合するいわゆる経営統合ではなく、それぞれ独立会計で経営するものである。

(3) 統合後の組織に事業管理者を置き、地方公営企業に関する事務を分掌する。

①水道事業

②公共下水道事業

(4) 組織の名称は、(仮称) 盛岡市上下水道局とする。

(5) 下水道部所管事業のうち、企業会計とならない事業の取扱いについては、一般会計等の財政負担を前提条件として、汚水処理事業一元化の体制を維持する方向で進める。

①統合後の組織で実施する企業会計以外の業務

- ・農業集落排水事業（特別会計）
- ・コミュニティプラント事業（一般会計）
- ・公設浄化槽事業（特別会計）
- ・浄化槽設置費補助事業（一般会計）

②市長内部部局で所管する事業

- ・河川事業（一般会計）

3 組織統合の目的

(1) 市民サービスの向上

窓口業務を一元化することにより、市民サービスの向上を図る。

(2) 経営の効率化、経費削減

複数の地方公営企業を併せて経営することにより、効率的な企業経営を推進する。

(3) 人的資源と技術や情報の共有化

組織統合することにより人的、技術的資源が増加し、特に緊急時や災害時において、より迅速な対応能力を確保する。

(4) 水質保全の強化

水循環型社会の形成に向け、水源地域から北上川までの流域全体の水質保全を、組織統合することにより強化する。

4 今後整理していく課題

- (1) 統合庁舎（事務室）建物の問題
- (2) 統合に係るその他経費、事務量、移行組織体制の問題
- (3) 職員の身分、勤務条件、互助会制度等の問題

5 今後の予定

平成 20 年度 統合に係る諸事項の検討調整

- 市長内部部局の関係部との所管事業及び経費区分の詳細協議
- 経費負担、組織体制などに係る詳細協議
- 統合に係る経費の予算確保
- 例規整備準備、組合交渉など
- 職員組合、互助会、身分待遇等の調整
- 必要により、資産調査評価事務開始

平成 21 年度 「統合準備室」の設置／具体的な統合作業

- 例規等の制定、改廃
- 必要により、資産調査評価事務作業
- 電算システムの統合作業
- 庁舎利用形態の決定と引越し作業
- その他